

令和元年7月1日
(2019年)

報道各社様

西宮市教育委員会

職員の処分について

みだしの件について、下記のとおり処分いたしましたので、ご報告します。

(1) 事案の概要

西宮市立学校所属の当該職員は、平成31年4月22日、勤務校の調理場休憩室において、同僚の財布から現金1万円を抜き取り、翌23日、兵庫県警西宮警察に逮捕された。

その後の事情聴取により、当該同僚職員から計7回、合計9万円を窃取していたことが明らかになったもの。

(2) 対象職員及び処分内容

所 属	職 名	処分日	処分内容	処 分 理 由
市立学校	チーフ調理員 (47歳)	R1.7.1	停職6月	地方公務員法第29条(懲戒) 同法33条(信用失墜行為の禁止)

問合せ：教育人事課長 澤田 幸夫 (TEL 35-3899)